平成２２年（フ）第１４２１号
広島市安芸区船越２丁目56番９－６号
債務者　山口　蔦子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２７号
広島市西区三篠町１丁目９番46号
債務者　土生眞紀子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３４号
広島市安佐南区沼田町大字伴6814番地　森本アパート２Ｆ
債務者　白瀧　実花（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８９号
広島市安佐北区落合４丁目４番34―302号
債務者　渡辺　英二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９０号
広島市安佐北区落合４丁目４番34―302号
債務者　渡辺　秋美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９５号
広島市中区基町20番１―1020号
債務者　中村　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５７号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目23番12号
債務者　黒岩須眞子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７１号
東京都杉並区高円寺南１丁目31番４号　ヴィラ　コルテ303、申立時の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目８番22号
債務者　古川　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７１号
福岡市南区老司２丁目16番35―301号
債務者　島長　範幸
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７７号
福岡市博多区浦田２丁目28番４号
債務者　日下部裕美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９４号
福岡市南区桧原１丁目33番22―411号
債務者　廣瀬　博紀
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８７号
福岡市東区二又瀬新町11番８―601号
債務者　宇野　克則
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５８号
福岡県福津市光陽台１丁目15番地の15、前住所熊本県八代市平山新町4552番地３
債務者　藤本　恭介
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５９号
福岡県福津市光陽台１丁目15番地の15、前住所熊本県八代市平山新町4552番地３
債務者　藤本田鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８５号
福岡市西区壱岐団地28番301号
債務者　安松　節子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８７号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目15番12号鈴木住宅２号
債務者　今林登起子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８８８号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目15番12号鈴木住宅２号
債務者　今林　麻起
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２４号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目９番11号
債務者　高巣三千代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部